

HIV 感染症専門薬剤師認定の更新条件

1. 日本病院薬剤師会は、HIV 感染症専門薬剤師の資質を向上させる目的で、認定の更新を行う。
2. 認定期間は5年間とする。認定更新されない場合は、引き続き、HIV 感染症専門薬剤師を呼称することはできない。
3. 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留期間中は HIV 感染症専門薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、理由書（様式自由）を提出する。
4. 日本病院薬剤師会は、更新対象者に満期の約1年前に更新手続きを通知する。
5. 更新に必要な条件は以下の通りとする。
 - (1) 認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
 - (2) 更新申請時において、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会のいずれかの会員であり、かつ、日本エイズ学会の会員であること。
 - (3) 認定期間中、施設内において HIV 感染症に関する専門的業務に従事していたこと、および施設内・地域・学会等において指導的役割を果たしてきたことを証明できること。
 - (4) 更新申請までの5年間に、別記2に定める HIV 感染症に関する講習単位25単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、25単位のうち日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会で12単位以上を取得すること。
 - (5) 更新申請までの5年間に、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において HIV 感染症に関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）、または複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に HIV 感染症に関する学術論文が1編以上（共同著者でも可）あること。

別添

HIV 感染症専門薬剤師認定の更新条件に関する事項

(2) で「更新申請時において」とは、更新認定開始日前日を指す。

別記 1

(1) で「別記 1 に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会
- 日本保険薬局協会

ただし、日本保険薬局協会は、会員である保険薬局に勤務する薬剤師であればこれを満たす。

別記 2

1. HIV 感染症専門薬剤師の更新に関する講習単位数一覧表

研修項目	単位数
日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会への参加	6 / 日
日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forum での HIV 感染症に関するシンポジウムへの参加	1 / 2 時間
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センターが実施する講習会への参加 (現地参加)	6 / 日
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センターが実施する講習会への参加 (Web参加)	全コース修了で 1 2 / 回
HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会への参加	1 / 2 時間 (1 日 5 時間以上で 6 単位、2 日間の合計が 1 0 時間以上で 1 2 単位) (※ 2)
各都道府県病院薬剤師会 (ブロック学術大会含む) の HIV 感染症に関する講習会 (※ 1) への参加	1 / 2 時間 (※ 2)
対象となる学会・職能団体 (※ 3) の主催する HIV 感染症に関する講習会への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が認定した HIV 感染症に関する集合研修 (※ 4) への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が実施する HIV 感染症に関する eラーニングの受講	0. 2 5 / 3 0 分
国際学会あるいは全国レベルの学会 (※ 5) における HIV 感染症に関する学会、研究会等での発表 (筆頭演者)	3 / 報
国際学会あるいは全国レベルの学会 (※ 5) における HIV 感染症に関する学会、研究会等での発表 (共同演者)	1 / 報
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に HIV 感染症に関する学術論文 (筆頭著者)	1 0 / 編

- ※1 講習会を開催する都道府県病院薬剤師会は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。
- ※2 最低1時間以上
 - 1時間：0.5単位
 - 1時間30分：0.75単位
- ※3 日本エイズ学会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会
- ※4 集合研修の主催者は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。
- ※5 日本病院薬剤師会ブロック学術大会もこれに準じる。

2. 更新申請時には、講習会等への受講証明書、病院薬学研修単位に係る書類、論文の別刷またはコピーなどの単位の取得を証明する書類を添付すること。

附則

- 1) 平成22年3月20日制定
- 2) 平成22年4月17日改定
- 3) 平成24年3月24日改定
- 4) 平成26年2月8日改定
- 5) 平成27年2月14日改定
- 6) 平成28年2月13日改定
- 7) 平成29年12月16日改定
- 8) 令和元年12月21日改定、令和2年4月1日施行
- 9) 令和3年4月10日改定、令和3年6月1日施行
- 10) 令和4年2月5日改定、令和4年4月1日施行
- 11) 令和6年5月18日改定、令和6年6月1日施行 ただし、令和8年度までに更新申請するものにあつては(4)は[従前の更新条件](#)で差し支えない。また、従前の更新条件を使用して申請する場合、講習単位に関する「[専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて\(Q&A\)](#)」は従前(令和4年12月17日付日病薬発第2022-156号)の内容を確認すること。